

18歳までの子どもの医療費を無料化します

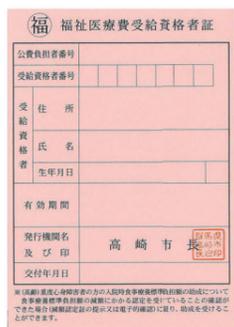
来年2月28日までに忘れずに申請を

市は、来年4月1日から、子どもの医療費の助成対象を拡大します。これまでの対象は0～15歳でしたが、18歳になって最初の3月31日までに拡大します。医療機関に通院・入院する時、健康保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証（下記）を提示することで、健康保険適用分の医療費の自己負担額が無料になります。

問い合わせは、保険年金課（☎027-321-1237）へ。

助成を受けるには 福祉医療費受給資格者証の申請が必要です

平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの人（今年度16・17歳になる人）が助成を受けるには、福祉医療費受給資格者証の申請が必要です。対象者には、案内を12月5日（月）に発送します。申請方法を確認し、来年2月28日（火）までに申請してください。申請後、来年3月中旬に、4月1日から使える受給



資格者証を送付します。

平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの人（中学3年生の人）で同証を持っている人は、申請は不要です。来年3月中旬に、4月1日から使える受給資格者証を送付します。

●平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの人
（今年度16・17歳になる人）

申請必要

12月5日（月）

案内を発送
オンラインか郵送で来年2月28日までに申請してください

来年3月中旬

4月1日から使える受給資格者証を送付
期間後に申請すると、受給資格者証が4月1日までに届かない場合があります。早めに申請してください

●平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの人
（中学3年生の人）で受給資格者証を持っている人

申請不要

来年3月中旬

4月1日から使える受給資格者証を送付

文化賞の受賞者が決まりました

文化的活動の推進や邦楽の振興に貢献

学術や芸術文化活動の振興に努めた市民に贈る高崎市文化賞の今年度の受賞者が、和紙ちぎり絵作家の大井八重子さん、尺八奏者の江藏無童さんに決まり、11月21日に市役所で授賞式が行われました。

問い合わせは、文化課（☎027-321-1203）へ。

受賞者の経歴と受賞理由



「子どもたちに和紙の文化を伝えていきたい」と大井さん

大井八重子さん（吉井町南陽台）

平成5年に、和紙ちぎり絵の大家・亀井健三に師事。中国やフランスなど海外で作家や指導者として活動する他、国内では幼稚園児や小学生、大学生、高齢者など幅広い世代へ指導。ちぎり絵を通じた生きがいづくりや文化的活動の推進を行

ってきました。市内では、シティギャラリーで展示会を開催。ちぎり絵教室を主宰するなど、後進の育成にも尽力しています。

江藏無童さん（下小堀町）

長年にわたり、琴古流古典尺八を後進に指導。毎年演奏会を開催する他、小中学校での体験指導や、企業や団体での演奏を行うなど、邦楽の振興に大きく貢献してきました。高崎市文化協会の市民文化フェスティバルでは、運営委員長として文化活動の普及・育成に尽力しています。平成26年には、自伝曲「翔鶴の譜」を発表。古里の曲として多くの人に演奏してほしいと、楽譜を無償で提供しています。



「これからも伝統文化の普及・育成に尽力したい」と江藏さん

年末のごみ処理はお早めに

12月31日から1月3日までごみ収集を行いません



年末は12月30日（金）まで、年始は1月4日（水）から通常通りごみ収集を行います。12月31日（土）～1月3日（火）は、ごみ収集と各ごみ処理場での家庭ごみの受け入れを、12月29日（木）～1月3日は、し尿のくみ取りを行いません。

粗大ごみの収集

粗大ごみの収集は予約が必要です。受付期間は地域によって異なるので、事前に問い合わせてください。

家庭ごみの持ち込み（搬入）

12月29日・30日に、各ごみ処理場で家庭ごみの持ち込みを臨時で受け入れます。原則として排出者自身が持ち込んでください。産業廃棄物は受け入れできません。

高浜クリーンセンター・新町クリーンステーション・吉井クリーンセンター

搬入できる物は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物です。合計100kgまで無料で、100kgを超えた場合は、超えた重量に対して料金がかかります。

受け入れ時間は、午前8時30分～11時45分・午後1時～4時45分（30日の新町クリーンステーションは午前8時30分～11時45分）です。

市最終処分場（上奥平の埋立地）

搬入できる物は、家庭から出る土砂や石、ブロック、コンクリート、レンガ、素焼きの植木鉢などです。合計40kgまで無料で、40kgを超えた場合は、超えた重量に対して料金がかかります。

受け入れ時間は、午前9時～正午・午後1時～4時です。

問い合わせ先

- 高崎地域＝一般廃棄物対策課（☎027-321-1253）
- 倉淵地域＝倉淵支所市民福祉課（☎027-378-4524）
- 箕郷地域＝箕郷支所市民福祉課（☎027-371-9053）
- 群馬地域＝群馬支所市民福祉課（☎027-373-1312）
- 新町地域＝新町クリーンステーション（☎0274-42-3102）
- 榛名地域＝榛名支所市民福祉課（☎027-374-5114）
- 吉井地域＝吉井支所市民福祉課（☎027-387-3132）

緊急時に支援が必要な人の名簿を作成しています

要支援者名簿の作成にご協力を

市は、高齢者や障害のある人などのうち、災害時に自力で避難することが困難な人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。いざというときに備えて、個人情報に十分配慮しながら、各町内会の区長や民生委員などにこの名簿を提供します。

各町内会はこの名簿を基に、自力で避難することが困難な人がどこにいるのか、どんな人なのかを把握し、災害など緊急時の避難支援や安否確認に役立てます。

提供する個人情報は、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援を必要とする理由などです。提供する前には、必ず本人の同意を得ます。同意がない場合、情報を提供しません。また提供後も個人情報の管理を徹底します。

同意確認書は12月28日までに返信してください

今年度対象となった人に、12月上旬に説明資料と「同意確認書」を送ります。同意する場合は、同意確認書に記入し、12月28日（火）までに同封の返信用封筒に入れて投かんしてください。同意しない場合は、提出す

る必要はありません。

問い合わせは、名簿の内容については社会福祉課（☎027-321-1243）か各支所市民福祉課へ、名簿の活用については防災安全課（☎027-321-1352）か各支所地域振興課へ。

名簿登録の対象となる人

- 介護保険で要介護認定1～5を受けている人
 - 身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級か2級の人
 - 療育手帳の交付を受けていて、障害の程度がAの人
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の人
 - 70歳以上で、自分で外出するのが難しい一人暮らしの人
- 対象ではない人で避難時に支援を受けたい（名簿に登録してほしい）場合は、社会福祉課か各支所市民福祉課へ連絡してください

市から情報を提供する人

- 自主防災組織や町内会（区長）
- 民生委員・児童委員
- 消防署、消防団
- 警察署
- 市社会福祉協議会
- 避難支援に携わる関係者